

8.4.2 大気汚染物質・水質汚濁物質

(1) 予測手法

1) 存在・供用時の施設の稼働による大気汚染物質・水質汚濁物質

施設の稼働による大気汚染物質・水質汚濁物質の予測及び評価の手法を表8.4.2-1に示す。

表8.4.2-1 予測及び評価の手法（施設の稼働による大気汚染物質・水質汚濁物質）

項目		予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分	影響要因 の区分		
大気汚染物質・水質汚濁物質	存在・供用時・施設の稼働	1. 予測事項 (1) 大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量 (2) 大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制対策の効果	予測の基礎情報となる大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量及びその排出抑制対策の効果を選定した。
		2. 予測の基本的な手法 (1) 大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量 施設の運転管理計画から整理する方法とした。 (2) 大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制対策の効果 施設の運転管理計画から整理する方法とした。	施設の稼働に伴い発生する大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量及びその排出抑制対策の効果を適切に把握できる手法とした。
		3. 予測時期等 施設の稼働が定常となる時期とした。	事業の実施後、事業活動が定常に達した時期とした。
		4. 評価の手法 (1) 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 予測結果に基づき、施設の稼働に伴い発生する大気汚染物質・水質汚濁物質について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討した。	ミティゲーションの手順に沿った環境配慮が行われていることを確認する手法とした。

(2) 予測の結果

1) 存在・供用時の施設の稼働による大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量

① 予測項目

予測項目は、施設の稼働による大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量とした。

② 予測対象時期

予測対象時期は、施設の稼働が定常となる時期とした。

③ 予測方法

(ア) 予測手順

ごみ焼却施設の稼働に伴い発生する大気汚染物質については、計画施設の乾き排出ガス量に排出濃度を乗じて、大気汚染物質の種類ごとの排出量を算出・整理した。

ごみ焼却施設の稼働に伴い発生する排水については、浄化槽処理後に河川に放流する生活排水について、生活排水の発生量の想定に浄化槽からの放流濃度を乗じて、水質汚濁物質の種類ごとに排出量を算出・整理した。なお、施設内で生じるプラント排水については、施設内で処理した後に再利用し、施設外に排水しないため予測は行わなかった。

(イ) 予測条件

ア) 大気汚染物質の排出源の条件

排ガスの排出源の条件を表8.4.2-2に示す。計画施設の整備に際して定めた公害防止基準(自主基準値)を排出濃度の設定値とした。

2炉・1日あたりの乾き排ガス量は、1,195,200m³N/日となる。

表8.4.2-2 排ガスの排出源の条件

項目	単位	設定値	法規制値
乾きガス量	m ³ N/h	49,800 (2炉稼働)	—
湿りガス量	m ³ N/h	61,920 (2炉稼働)	—
排出濃度	硫黄酸化物	ppm	20
	窒素酸化物(NO _x)	ppm	80
	ばいじん	g/m ³ N	0.02
	塩化水素(HCl)	ppm	50
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.05
	水銀	μg/m ³ N	30
排出ガス温度	°C	148	—
煙突高さ	m	59	—
日稼働時間	時間	24	—

注) ※硫黄酸化物はK値規制であるため、排出条件を基にppmに換算した値。

イ) 水質汚濁物質の排出源の条件

生活排水の排出源の条件を表 8.4.2-3 に示す。

計画施設の整備に際して定めた公害防止基準（自主基準値）を設定値とした。

1 日あたりの生活排水の汚水量（放流量）は、2,700L となる。

表 8.4.2-3 生活排水の排出源の条件

項目	単位	設定値	法規制値 ^{注1)}	条例規制値 ^{注2)}
生活排水の汚水量（放流量）	L/日	2,700	—	—
浄化槽排水の濃度	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	10	160
	浮遊物質量(SS)	mg/L	200	200
	全りん(T-P)	mg/L	16	16
	全窒素(T-N)	mg/L	120	120

注 1) 法規制値には水質汚濁防止法に基づく排水基準を示した。なお、計画施設は特定施設に該当するが、生活排水のみの排出であるため、規制値は適用されない。

注 2) 条例規制値には山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく上乗せ排水基準を示した。なお、計画施設は事業場に該当しないため、規制値は適用されない。

ウ) 環境配慮事項

施設の稼働による大気汚染物質及び水質汚濁物質への影響に関して、表 8.4.2-4 及び表 8.4.2-5 に示すとおり環境配慮事項を計画している。施設運営事業者に対して、仕様書等で環境配慮事項の確実な実施を義務づけることから、この環境配慮事項を考慮して予測を行った。

表 8.4.2-4 環境配慮事項（施設の稼働による大気汚染物質の排出量）

環境配慮事項	内容	効果	効果の種類	効果の不確実性
ばいじん対策	ろ過式集じん器(バグフィルタ)によりばいじんを除去する。	ばいじん排出濃度の低減	最小化	環境配慮事項を確実に実施するよう、施設運営事業者に対して仕様書等で義務づけるため、不確実性はない。
硫黄酸化物、塩化水素対策	消石灰又はアルカリ系薬剤を使用した有害ガス除去設備により硫黄酸化物及び塩化水素を除去する。	硫黄酸化物、塩化水素排出濃度の低減	最小化	
窒素酸化物対策	アンモニア又は尿素を使用した窒素酸化物除去設備により窒素酸化物を除去する。その他、事業者からの触媒脱硝装置の提案があれば、採用する可能性がある。	窒素酸化物排出濃度の低減	最小化	
ダイオキシン類対策	排ガスの温度管理を徹底し、ろ過式集じん器(バグフィルタ)によりダイオキシン類を除去する。その他、事業者から有効な提案があれば採用する可能性がある。	ダイオキシン類排出濃度の低減	最小化	
水銀対策	排ガス中へに活性炭を吹き込み、吸着した水銀をろ過式集じん器(バグフィルタ)で除去する。 施設運営事業者は、直接搬入される処理対象物の検査や、廃棄物運搬車両等の中身を検査する展開検査を行い、搬入禁止物の混入を防止する。	水銀排出濃度の低減	最小化	
粉じん対策	焼却灰等の搬出設備は、極力一室にまとめて設置し、特に搬出時の粉じん対策には万全を期す。 マテリアルリサイクル推進施設の受入、選別、貯留施設には、気密性の確保や防じん対策を施し、必要に応じて環境集じん等の対策を講ずる。	粉じん排出の低減	最小化	

表 8.4.2-5 環境配慮事項（施設の稼働による水質汚濁物質の排出量）

環境配慮事項	内容	効果	効果の種類	効果の不確実性
排水対策	プラント系排水は、処理して場内で再利用し、無放流（クローズドシステム）とすることを基本とする。	プラント排水による汚濁負荷の回避	回避	環境配慮事項を確実に実施するよう、施設運営事業者に対して仕様書等で義務づけるため、不確実性はない。
	マテリアルリサイクル推進 施設の排水は、ごみ焼却施設に移送し、処理する。			
定期的な測定	排水（浄化槽排水）について定期的な測定を行い、公害防止基準が守られていることを確認する。	河川への汚濁負荷の低減	最小化	定期的な測定と浄化槽の確実なメンテナンスにより公害防止基準が守られ、不確実性は小さいと考えられる。

④ 予測結果

（ア）存在・供用時の施設の稼働による大気汚染物質の排出量

施設の稼働により排出される大気汚染物質の1日当たりの排出量を表8.4.2-6に示す。

硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素及びダイオキシン類については、法規制値をそのまま採用した場合と比較して、50%以上の排出削減が得られると予測された。

予測手法は、排ガス中の汚染物質濃度に排ガス量を乗じることで求めるものであり、不確実性はない。施設稼働時の排ガス中の汚染物質濃度は変動するが、公害防止基準を超過しないように制御を行う。予測結果には不確実性はあるものの、公害防止基準の上限値で排出し続けた場合の値であり、実際の排出量は予測結果を超えることはないため、負の方向での不確実性はない。

表 8.4.2-6 施設の稼働による大気汚染物質に関する予測結果

項目	単位	法律に基づく排出基準の上限で排出した場合の排出量 ①	公害防止基準の上限で排出した場合の排出量 ②	削減量 ①-②	発生抑制対策
硫黄酸化物	m ³ /日	1001.6	23.9	977.7	消石灰又はアルカリ系薬剤を使用した有害ガス除去設備により除去
窒素酸化物	m ³ /日	298.8	95.6	203.2	アンモニア又は尿素を使用した窒素酸化物除去設備により除去 触媒脱硝装置の提案があれば、採用を検討
ばいじん	kg/日	47.8	23.9	23.9	ろ過式集じん器（バグフィルタ）により除去
塩化水素	m ³ /日	513.9	59.8	454.1	消石灰又はアルカリ系薬剤を使用した有害ガス除去設備により除去
水銀	g-Hg/日	35.9	35.9	—	活性炭を吹き込み、ろ過式集じん器（バグフィルタ）で除去 搬入される処理対象物の展開検査等を行い、搬入禁止物の混入を防止
ダイオキシン類	mg-TEQ/日	0.120	0.060	0.060	ろ過式集じん器（バグフィルタ）により除去 事業者から有効な提案があれば採用を検討

(イ) 存在・供用時の施設の稼働による水質汚濁物質の排出量

施設の稼働により排出される水質汚濁物質の1日当たりの排出量を表8.4.2-7に示す。

生物化学的酸素要求量(BOD)については、法規制値をそのまま採用した場合と比較して、50%の排出削減が得られると予測された。

予測手法は、生活排水の汚水量(放流量)に、浄化槽排水の放流濃度を乗じることで求めるものであり、不確実性はない。施設稼働時の浄化槽排水の放流濃度は変動するが、公害防止基準を超過しないように制御を行う。予測結果には不確実性はあるものの、公害防止基準の上限値で放流を続けた場合の値であり、実際の排出量は予測結果を超えることはないため、負の方向での不確実性はない。

表8.4.2-7 施設の稼働による水質汚濁物質に関する予測結果

項目	単位	法律に基づく 排出基準の上限 等で排出した場 合の排出量 ①	公害防止基準 の上限で排出 した場合の排 出量 ②	削減量 ①-②	発生抑制対策
生物化学的酸素要求量 (BOD)	g/日	54.0	27.0	27.0	排水(浄化槽排水)について定期的な測定を行い、公害防止基準が守られていることを確認する。
浮遊物質量(SS)	g/日	540.0	540.0	0	
全りん(T-P)	g/日	43.2	43.2	0	
全窒素(T-N)	g/日	324.0	324.0	0	

注) 生物化学的酸素要求量(BOD)は環境省関係浄化槽法施行規則、その他は水質汚濁防止法の一般排水基準による。

2) 大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制対策の効果の状況

① 予測項目

予測項目は、大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制対策の効果の状況とした。

② 予測対象時期

予測対象時期は、施設の稼働が定常となる時期とした。

③ 予測方法

(ア) 予測手順

事業計画を整理し、環境保全のために講じようとする対策をふまえて、大気汚染物質の種類ごとの排出量を算出・整理することにより予測した。

(イ) 予測条件

ア) 大気汚染物質の排出源の条件

排ガスの排出源の条件は、表8.4.2-2(998ページ参照)と同じとした。

イ) 水質汚濁物質の排出源の条件

生活排水の排出源の条件は、表8.4.2-3(999ページ参照)と同じとした。

ウ) 環境配慮事項

施設の稼働による大気汚染物質の排出量に関する環境配慮事項は表8.4.2-4(999ページ参照)と、施設の稼働による水質汚濁物質の排出量に関する環境配慮事項は表8.4.2-5(1000ページ参照)と同じとした。

④ 予測結果

(ア) 存在・供用時の施設の稼働による大気汚染物質の排出抑制対策の効果

大気汚染物質の排出抑制対策による削減量を表 8.4.2-6 (1000 ページ参照) に示す。

硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素及びダイオキシン類については、大気汚染防止法、ダイオキシン類特別措置法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に規定される排出基準よりも厳しい公害防止基準を設定し、その達成維持に向けた排ガス処理を行うことによって、排出基準をそのまま採用した場合と比較して、硫黄酸化物では $977.7\text{m}^3/\text{日}$ 、窒素酸化物では $203.2\text{m}^3/\text{日}$ 、ばいじんでは $23.9\text{kg}/\text{日}$ 、塩化水素では $454.1\text{m}^3/\text{日}$ 、ダイオキシン類では $0.060\text{mg-TEQ}/\text{日}$ の排出削減が得られると予測された。

水銀については、従来の技術により環境への影響が十分に低減可能であり、さらに搬入されるごみの展開検査等を行うことによって、水銀を含む搬入禁止物の混入を防止する。公害防止基準は法令に基づく基準値と同じであるが、環境配慮事項を確実に実施することにより、排出の低減が図られると予測された。

予測手法は、排ガス中の汚染物質濃度に排ガス量を乗じることで求めるものであり、不確実性はない。施設稼働時の排ガス中の汚染物質濃度は変動するが、公害防止基準を超過しないように制御を行う。予測結果には不確実性はあるものの、公害防止基準の上限値で排出し続けた場合の値であり、実際の排出量は予測結果を超えることはないため、負の方向での不確実性はない。

(イ) 存在・供用時の施設の稼働による水質汚濁物質の排出抑制対策の効果

水質汚濁物質の排出抑制対策の効果を表 8.4.2-7 (1001 ページ参照) に示す。

生物化学的酸素要求量(BOD)は環境省関係浄化槽法施行規則に基づく排出濃度 (20mg/L) よりも厳しい公害防止基準 (10mg/L) を設定し、その達成維持に向けた浄化槽管理を行うことによって、法令に基づく排出濃度をそのまま採用した場合と比較して、 27.0mg/L の削減効果が得られると予測された。

浮遊物質量(SS)、全りん(T-P)及び全窒素(T-N)については、公害防止基準を法律に基づく排出基準と同じ値に設定しているため、排出の削減効果はない。なお、「8.1.6 水質汚濁」における予測結果 (567 ページ参照) に示すように、桂川の水質には影響はほとんどないと予測されている。

生活排水の処理は、従来の技術により環境への影響が十分に低減可能であり、さらに浄化槽排水について定期的な測定を行い、公害防止基準が守られていることを確認することにより、排出の低減が図られると予測された。

予測手法は、生活排水の汚水量(放流量)に、浄化槽排水の放流濃度を乗じることで求めるものであり、不確実性はない。施設稼働時の浄化槽排水の放流濃度は変動するが、公害防止基準を超過しないように制御を行う。予測結果には不確実性はあるものの、公害防止基準の上限値で放流を続けた場合の値であり、実際の排出量は予測結果を超えることはないため、負の方向での不確実性はない。

(3) 環境の保全のための措置の検討

1) 環境配慮事項（再掲）

① 存在・供用時の施設の稼働による大気汚染物質の排出量及び排出抑制対策の効果

事業の計画策定にあたって、あらかじめ環境に配慮することとした事項を表 8.4.2-8 に示す。

表 8.4.2-8 環境配慮事項（施設の稼働による大気汚染物質の排出量）

環境配慮事項	内容	効果	効果の種類	効果の不確実性
ばいじん対策	ろ過式集じん器(バグフィルタ)によりばいじんを除去する。	ばいじん排出濃度の低減	最小化	環境配慮事項を確実に実施するよう、施設運営事業者に対して仕様書等で義務づける。計画施設からの実際の排出濃度は不明確であるが、公害防止基準は確実に遵守され、予測結果以上の効果が得られることが確実であるため、不確実性は小さいと考えられる。
硫黄酸化物、塩化水素対策	消石灰又はアルカリ系薬剤を使用した有害ガス除去設備により硫黄酸化物及び塩化水素を除去する。	硫黄酸化物、塩化水素排出濃度の低減	最小化	
窒素酸化物対策	アンモニア又は尿素を使用した窒素酸化物除去設備により窒素酸化物を除去する。その他、事業者からの触媒脱硝装置の提案があれば、採用する可能性がある。	窒素酸化物排出濃度の低減	最小化	
ダイオキシン類対策	排ガスの温度管理を徹底し、ろ過式集じん器(バグフィルタ)によりダイオキシン類を除去する。その他、事業者から有効な提案があれば採用する可能性がある。	ダイオキシン類排出濃度の低減	最小化	
水銀対策	排ガス中へに活性炭を吹き込み、吸着した水銀をろ過式集じん器(バグフィルタ)で除去する。 施設運営事業者は、直接搬入される処理対象物の検査や、廃棄物運搬車両等の中身を検査する展開検査を行い、搬入禁止物の混入を防止する。	水銀排出濃度の低減	最小化	
粉じん対策	焼却灰等の搬出設備は、極力一室にまとめて設置し、特に搬出時の粉じん対策には万全を期す。 マテリアルリサイクル推進施設の受入、選別、貯留施設には、気密性の確保や防じん対策を施し、必要に応じて環境集じん等の対策を講ずる。	粉じん排出の低減	最小化	

② 存在・供用時の施設の稼働による水質汚濁物質の排出量及び排出抑制対策の効果

事業の計画策定にあたって、あらかじめ環境に配慮することとした事項を表 8.4.2-9 に示す。

表 8.4.2-9 環境配慮事項（施設の稼働による水質汚濁物質の排出量）

環境配慮事項	内容	効果	効果の種類	効果の不確実性
排水対策	プラント系排水は処理して場内で再利用し、無放流（クローズドシステム）とすることを基本とする。	プラント排水による汚濁負荷の回避	回避	環境配慮事項を確実に実施するよう、施設運営事業者に対して仕様書等で義務づけるため、不確実性はない。
	マテリアルリサイクル推進施設の排水は、ごみ焼却施設に移送し、処理する。			
定期的な測定	排水（浄化槽排水）について定期的な測定を行い、公害防止基準が守られていることを確認する。	河川への汚濁負荷の低減	最小化	定期的な測定と浄化槽の確実なメンテナンスを施設運営事業者に対して仕様書等で義務づける。計画施設からの実際の排出濃度は不明確であるが、公害防止基準は確実に遵守され、予測結果以上の効果が得られることが確実であるため、不確実性は小さいと考えられる。

2) 環境保全のための措置の検討

① 存在・供用時の施設の稼働による大気汚染物質の排出量及び排出抑制対策の効果

施設の稼働による大気汚染物質の排出量についての環境保全措置の考え方を表8.4.2-10に示す。

表8.4.2-10 環境保全措置の考え方（施設の稼働による大気汚染物質の排出量）

区分	内容
回避	焼却処理を行わない、又は排ガスを大気中に放出しない。
最小化	適切な運転管理、焼却管理により良好な燃焼状態を維持することで、大気汚染物質の排出量をできるだけ少なくする。
代償	該当する措置はない。

(ア) 回避

大気汚染物質の排出による広域的な負荷を回避するには、焼却処理以外の方法で可燃物の処理を行うか、排ガスを大気中に放出しない方法をとる必要があるが、現時点では技術的に困難であるため、回避は不可能である。

(イ) 最小化

公害防止基準を遵守するだけでなく、適切な運転管理、焼却管理により良好な燃焼状態を維持することにより、大気汚染物質の排出量を防止できるだけ少なくすることが考えられる。

(ウ) 代償

環境影響の代償に関しては、該当する措置はないため、代償は不可能である。

② 存在・供用時の施設の稼働による水質汚濁物質の排出量及び排出抑制対策の効果

施設の稼働による水質汚濁物質の排出量についての環境保全措置の考え方を表8.4.2-11に示す。

表8.4.2-11 環境保全措置の考え方（施設の稼働による水質汚濁物質の排出量）

区分	内容
回避	生活排水の放流を行わない。
最小化	浄化槽の維持管理により良好な状態を維持することで、排水中の水質汚濁物質の濃度をできるだけ低くする。
代償	該当する措置はない。

(ア) 回避

対象事業実施区域内は、下水道の計画区域ではないため、下水道への接続はできない。生活排水については浄化槽により処理した後、河川放流とせざるを得ないため、回避は不可能である。

(イ) 最小化

公害防止基準を遵守するだけでなく、浄化槽の維持管理により良好な状態を維持することで、排水中の水質汚濁物質の濃度をできるだけ低くすることが考えられる。なお、浄化槽の維持管理及び定期的な水質の測定は、環境配慮事項として位置付けられている。

(ウ) 代償

環境配慮事項を実施することにより、施設の稼働による水質汚濁物質の排出量は低減される。

3) 環境保全のための措置

① 存在・供用時の施設の稼働による大気汚染物質の排出量及び排出抑制対策の効果

施設の稼働による大気汚染物質の排出量についての環境保全措置を表 8.4.2-12 に示す。

なお、環境保全措置は大気汚染物質の排出濃度の低減に寄与する内容であり、効果の不確実性は小さいと考えられるが、事前に効果の程度を定量的に把握することは困難であることから、環境保全措置の効果を確認することを目的として、事後調査を行うこととした。

表 8.4.2-12 環境保全措置（施設の稼働による大気汚染物質の排出量）

環境配慮事項	環境影響要因	実施主体	環境保全措置の内容	効果	効果の種類	効果の不確実性
存在・供用時	工作物の存在及び供用	施設運営事業者	排気ガス中の窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素などの連続測定により、排ガス濃度について十分な安全マージンを確保して適切な運転管理を行う。	排出ガス中の大気汚染物質濃度の低減	最小化	廃棄物焼却炉で広く用いられている手法であり、汚染物質濃度の低減に寄与することから、不確実性は小さいと考えられるが、事前に効果の程度を定量的に把握することは困難である。
		施設運営事業者	燃焼室ガス温度、集じん器入口温度の連続測定装置の設置により、排ガス濃度について十分な安全マージンを確保して適切な焼却管理を行う。	排出ガス中の大気汚染物質濃度の低減	最小化	

② 存在・供用時の施設の稼働による水質汚濁物質の排出量及び排出抑制対策の効果

水質汚濁物質の排出量の最小化については、浄化槽の維持管理により良好な状態を維持することで、排水中の水質汚濁物質の濃度をできるだけ低くすることが考えられるが、浄化槽の維持管理及び定期的な水質の測定は、環境配慮事項として位置付けられている。このため、あらかじめ環境に配慮することとした事項に加えて、環境保全のための措置を講じる必要がないと判断されたため、環境保全のための措置は行わない。

(4) 評価

1) 評価の方法

① 存在・供用時の施設の稼働による大気汚染物質の排出量及び排出抑制対策の効果

(ア) 環境影響評価の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価

予測の結果に基づき、大気汚染物質の排出及び排出抑制対策の効果について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを評価した。

(イ) 環境保全上の目標との整合性に関する評価

予測項目について、法律等に基づく基準又は目標（環境基準等）を参考に、評価の指標を設定した。これらの指標と予測結果を比較することで、その整合性の評価を行った。

環境保全上の目標を、表 8.4.2-13 に示す。

**表 8.4.2-13 環境保全上の目標
(施設の稼働による大気汚染物質の排出量及び排出抑制対策の効果)**

影響要因の区分		環境保全上の目標	設定根拠
存在・供用時	施設の稼働	計画施設の公害防止基準より、以下のように設定した。 硫黄酸化物 : 20ppm 以下 窒素酸化物(NO_x) : 80ppm 以下 ばいじん : 0.02g/ m^3N 以下 塩化水素(HCl) : 50ppm 以下 ダイオキシン類 : 0.05ng-TEQ/ m^3N 以下 水銀 : 30 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 以下	大気汚染防止法に基づく排出基準等よりも厳しく設定された、計画施設の公害防止基準を目標とすることは適切であると考えられる。

② 存在・供用時の施設の稼働による水質汚濁物質の排出量及び排出抑制対策の効果

(ア) 環境影響評価の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価

予測の結果に基づき、水質汚濁物質の排出及び排出抑制対策の効果について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを評価した。

(イ) 環境保全上の目標との整合性に関する評価

予測項目について、法律等に基づく基準又は目標（環境基準等）を参考に、評価の指標を設定した。これらの指標と予測結果を比較することで、その整合性の評価を行った。

環境保全上の目標を、表 8.4.2-14 に示す。

**表 8.4.2-14 環境保全上の目標
(施設の稼働による水質汚濁物質の排出量及び排出抑制対策の効果)**

影響要因の区分		環境保全上の目標	設定根拠
存在・供用時	施設の稼働	環境省関係浄化槽法施行規則より、浄化槽排水の濃度を以下のように設定した。 生物化学的酸素要求量(BOD) : 10mg/L 以下 水質汚濁防止法の一律排水基準より、浄化槽排水の濃度を以下のように設定した。 浮遊物質量(SS) : 200mg/L 以下 全りん(T-P) : 16mg/L 以下 全窒素(T-N) : 120mg/L 以下	水質汚濁防止法の一律排水基準等と同等若しくは厳しく設定された、計画施設の公害防止基準を目標とすることは適切であると考えられる。

2) 評価の結果

① 存在・供用時の施設の稼働による大気汚染物質の排出量及び排出抑制対策の効果

(ア) 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価

施設の稼働による大気汚染物質の排出量については、環境配慮事項として実施する大気汚染物質の低減策及び環境保全措置の実施により、排出量は低減されると考えられた。

排出抑制対策の効果については、計画施設の公害防止基準は大気汚染防止法に基づく排出基準よりも厳しく設定されていることから、排出抑制対策の効果が得られると考えられた。

以上のことから、施設の稼働による大気汚染物質の排出量及び排出抑制対策の効果について、実行可能な範囲内で配慮が行われていると評価した。

(イ) 環境保全上の目標との整合性に関する評価

運営管理事業者に対して、仕様書等で計画施設の公害防止基準の遵守及び表 8.4.2-12 に示す環境保全措置を義務づけることから、表 8.4.2-13 に示す環境保全上の目標は達成され、環境保全上の目標との整合性は図られているものと評価した。

なお、環境保全措置の実施による排出削減効果の程度を事前に把握することは困難であることから、環境保全措置の効果を確認することを目的として、表 8.4.2-15 に示す成功基準を設定し、事後調査により環境保全措置の効果を確認することとする。

表 8.4.2-15 環境保全措置等の成功基準
(施設の稼働による大気汚染物質の排出量及び排出抑制対策の効果)

影響要因の区分	成功基準	設定根拠
存在・供用時	大気汚染物質の排出	硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類、水銀の大気汚染物質の濃度が公害防止基準を下回ること。

② 存在・供用時の施設の稼働による水質汚濁物質の排出量及び排出抑制対策の効果

(ア) 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価

施設の稼働による水質汚濁物質の排出量への影響については、環境配慮事項として実施するプラント排水の無放流及び浄化槽排水の定期的な測定により、施設の稼働による水質汚濁物質の排出及び排出抑制対策の効果について、実行可能な範囲内で配慮が行われているものと評価した。

(イ) 環境保全上の目標との整合性に関する評価

運営管理事業者に対して、仕様書等で生物化学的酸素要求量(BOD)の放流水質の監視と定期的なメンテナンスを義務付けることから、表 8.4.2-14 に示す環境保全上の目標は達成され、環境保全上の目標との整合性は図られているものと評価した。

(空白)